

農福連携の取り組み

～農業を通じて誰もが活躍できる社会へ～



問 農業政策課 ☎ 内線1513

◆農福連携とは

農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取り組みです。

◆農業と福祉(障がい者)の課題を解決

農業

- ◎働き手の確保
- ◎荒廃農地の解消

福祉(障がい者)

- ◎働く場所の確保
- ◎賃金の引き上げ

多様な農作業の中で障がい者が個々の特性を活かして活躍することで、農業と福祉の課題を解決します。

牛久市内での農福連携の事例

【知的障害者デイサービスわくわく】×【米農家】

牛久産のお米の袋に生産者等のシール貼り作業を依頼しました。



《農家さんの声》

「毎年、負担になっていた作業をお願いできて、非常に助かりました！」



地域包括支援センターだより ささエール Vol.39

介護保険の認定が無くても利用できるサービスがあります

外出支援用具 購入費を助成します

歩行に支障をきたす高齢者の方の生活行動範囲を広げ、生きがいや健康の向上を図るため、高齢者の方が外出時に使用する**歩行支援用具(杖、シルバーカー)**の購入費の一部を助成する事業を行っています。ご希望の方はご相談ください。



対象者

市内に住所を有し、65歳以上の在宅の高齢者で歩行に支障をきたし、外出支援用具が必要な方

助成の対象となる外出支援用具

- ◎シルバーカー
- ◎歩行器(単点・多点を問いません)
- ※松葉杖・歩行器は不可
- どちらも外出に使用するものに限ります

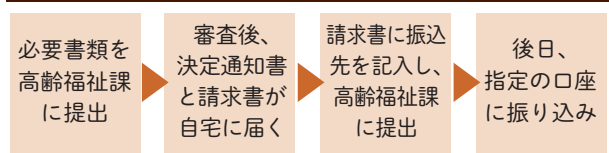
助成金額

上限金額5,000円(同年度内、一人につき)

必要書類

- ◎外出支援用具購入助成金申請書
- ◎購入時の領収書
(氏名・品名・店舗名が記載されているもの)
- ◎購入した外出支援用具のパフレット等のコピー
(品名が確認できるもの)

申請から振込までの流れ



※お身体の状況によっては介護保険を利用した購入やレンタル利用が望ましい場合があります。地域包括支援センターへご相談ください。

※介護保険の利用には要介護認定申請をする必要があります。

ご相談はこちら ▶ 牛久市地域包括支援センター ☎ 878-5050、牛久市地域包括支援センター 博慈園 ☎ 871-5110